

第3号議案

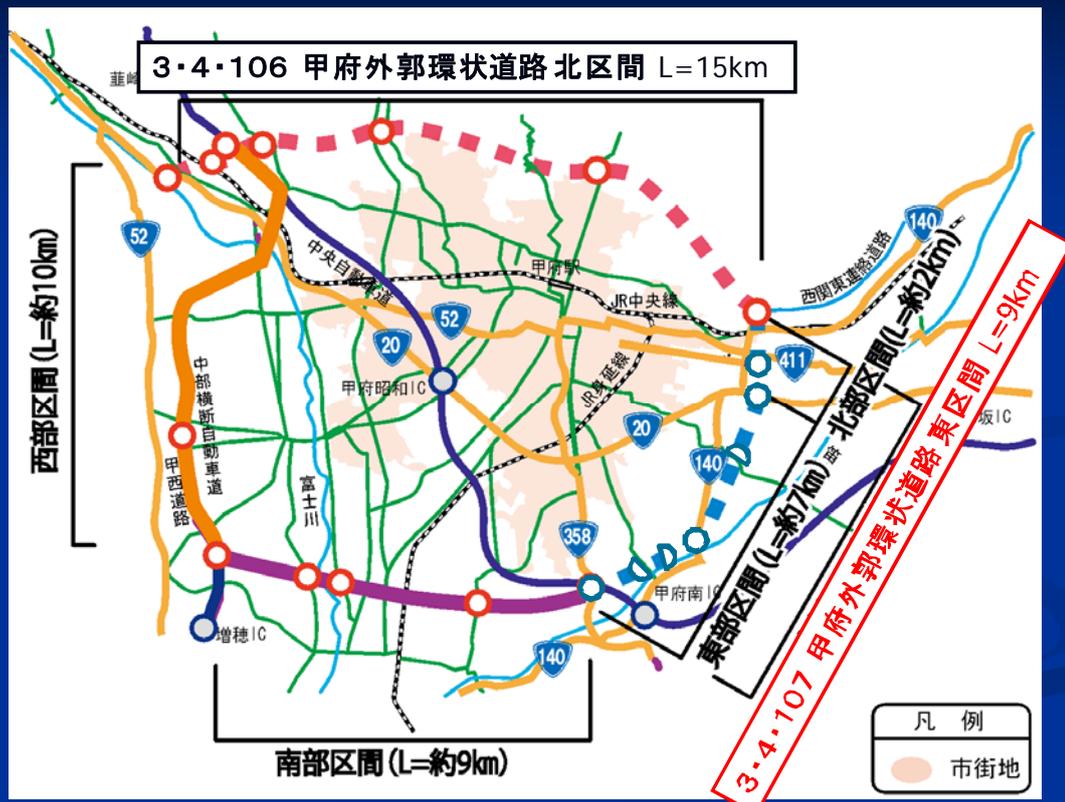
甲府及び笛吹川都市計画道路の変更 (山梨県決定)

3・4・107甲府外郭環状道路東区間

第4号議案

都市計画道路甲府外郭環状道路東区間 に係る環境影響評価補正評価書

新山梨環状道路全域図（甲府外郭環状道路）



甲府外郭環状道路東区間の整備効果について

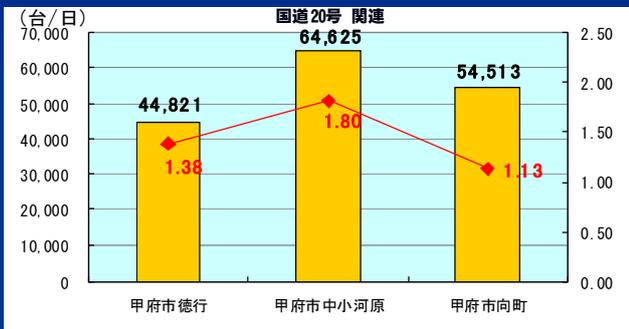
国道20号・国道140号現状の課題（混雑度）

■国道20号

- ・最大交通量：甲府市中小河原→約65千台/日
- ・平日の混雑度：甲府市中小河原、甲府市徳行→1.25を超過

■国道140号

- ・最大交通量：甲府市和戸町→約2万2千台/日
- ・平日の混雑度：甲府市和戸町→1.75を超過、甲府市下曽根町、上阿原→1.25を超過

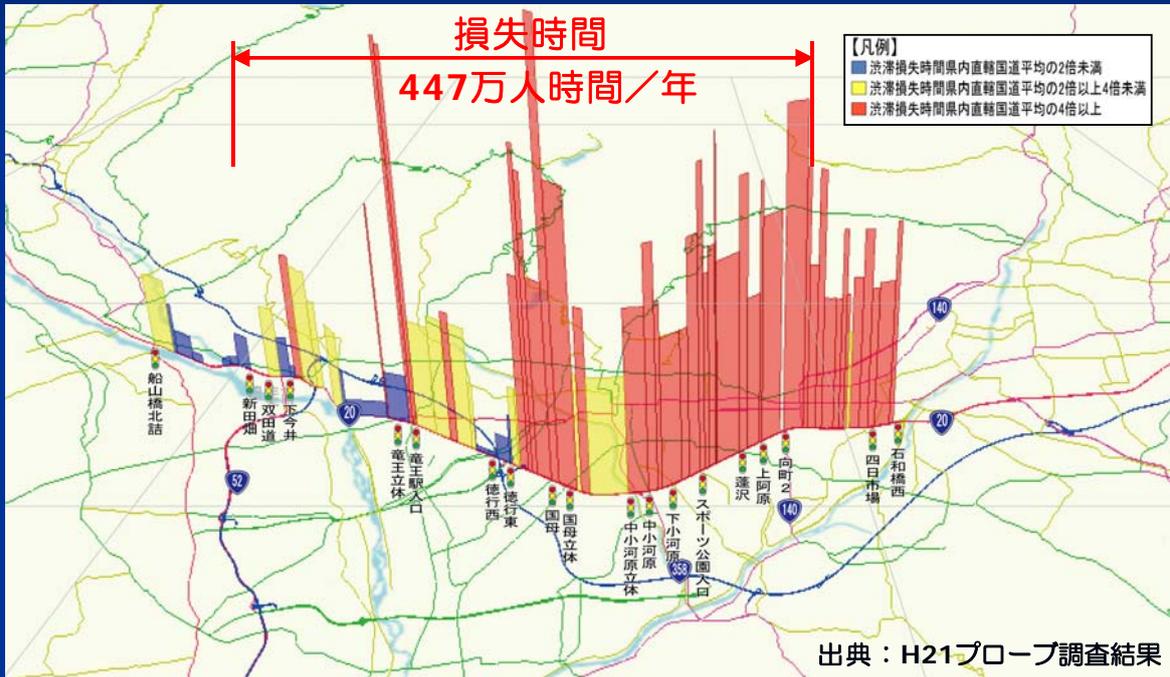


混雑度	状況の推定
1.0未満	道路が混雑することなく、円滑に走行
1.0~1.25	混雑が連続する可能性は非常に小さい
1.25~1.75	混雑する時間帯が加速度的に増加
1.75以上	慢性的混雑状態を呈する

出典：道路の交通容量
(社)日本道路協会

現状の課題（交通渋滞）

■ 北部区間に並行する国道20号においては、昼間日中において20km/h以下の区間が多く、年間約447万人時間の渋滞損失が発生。



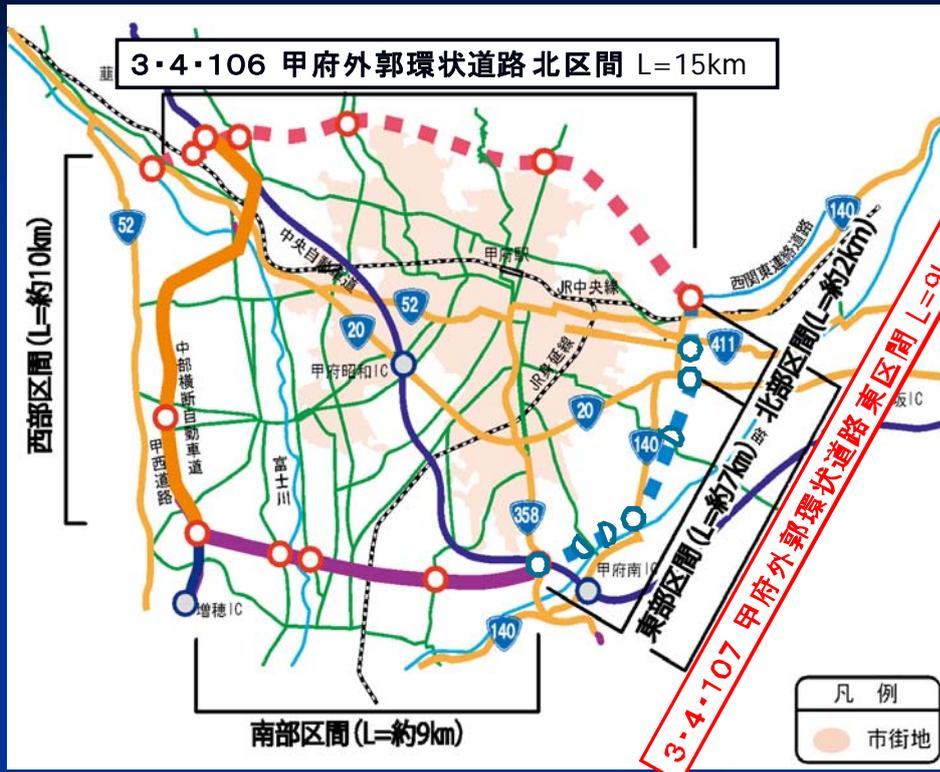
※ 渋滞損失時間とは、その区間を通過する自動車の全乗員が、渋滞のために失った時間を示す。

現状の課題（交通渋滞）

■ 甲府都市圏は一極集中型である放射状の道路網となっているため、中心市街地に用のない交通が流入し、慢性的な交通渋滞が発生。



甲府外郭環状道路（東区間）の整備効果



【主な整備効果】

- ・甲府都市圏の通過交通を分散・誘導することにより、渋滞の解消につながる

- ・移動時間の短縮により、救急救命センターである県立中央病院への30分到達圏が拡大する

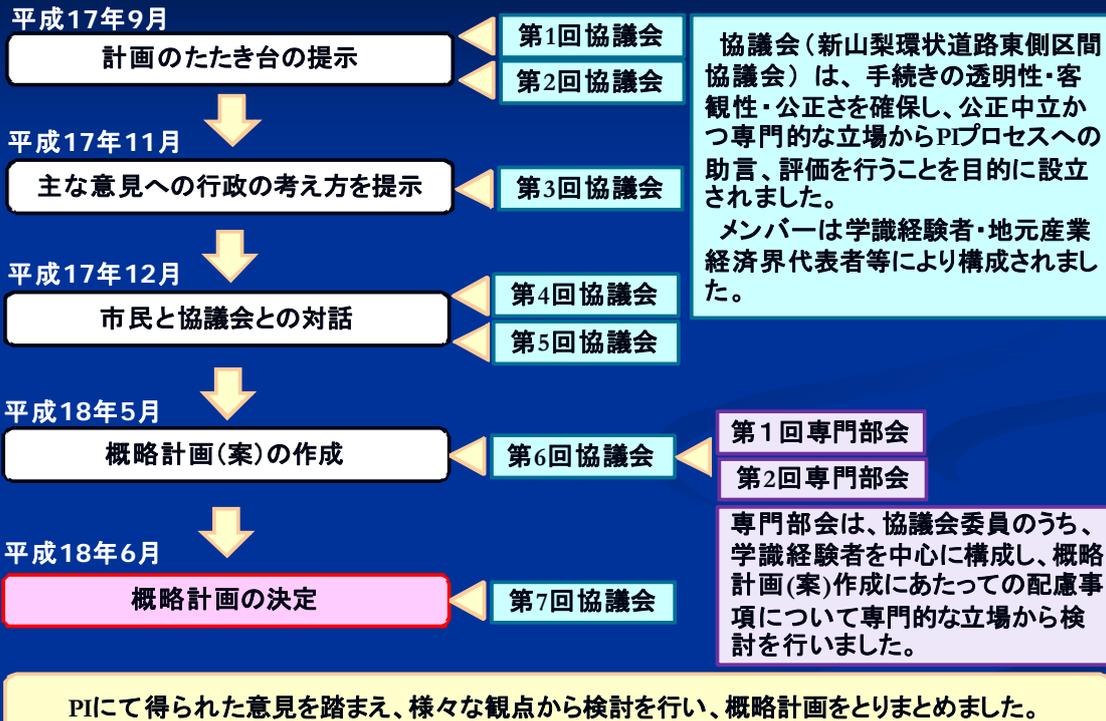
- ・既存の国道140号の交通量が減少することにより、渋滞緩和や交通事故の減少が見込まれる

- ・地震などの災害時において緊急輸送道路となる

甲府外郭環状道路東区間

の概略計画決定の経緯について

パブリック・インボルブメント(PI)手法を用いた概略計画の策定



9

概略計画ルート選定・構造の考え方

- 学校などの公共施設や家屋の密集地等をなるべく避けた計画としています。
- 地域の利便性向上を図るため、主要な道路との接続を考慮しています。
- 地域分断に配慮し、住宅密集地は高架構造としています。
- 水害時の排水能力を阻害しないよう配慮しています。
- 水害時にも緊急輸送路として機能する構造としています。
- 農地への影響を低減させるため、できる限り農地を斜め横断しないよう配慮しています。

10

甲府外郭環状道路東区間

計 画 図

11

甲府及び笛吹川都市計画道路 甲府外郭環状道路東区間 計画の概要

路線名	3・4・107 甲府外郭環状道路東区間
起終点	自)甲府市小曲町 至)甲府市桜井町
主な通過点	笛吹市石和町東油川、笛吹市石和町広瀬
延長	約9, 220m
構造形式	嵩上式
車線の数	4車線
幅員	18m
IC、その他	甲府市小曲町、甲府市落合町、笛吹市石和町東油川、 笛吹市石和町小石和、笛吹市石和町広瀬、甲府市和戸町、 甲府市桜井町にインターチェンジを設ける

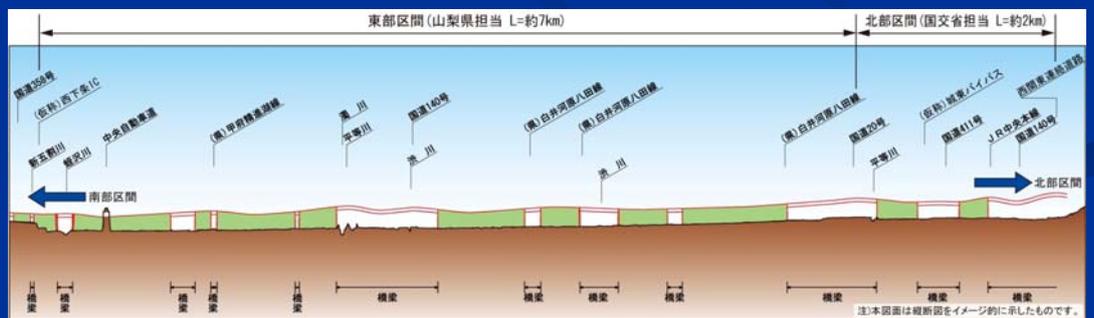
12

平面図及び縦断図

【平面図】



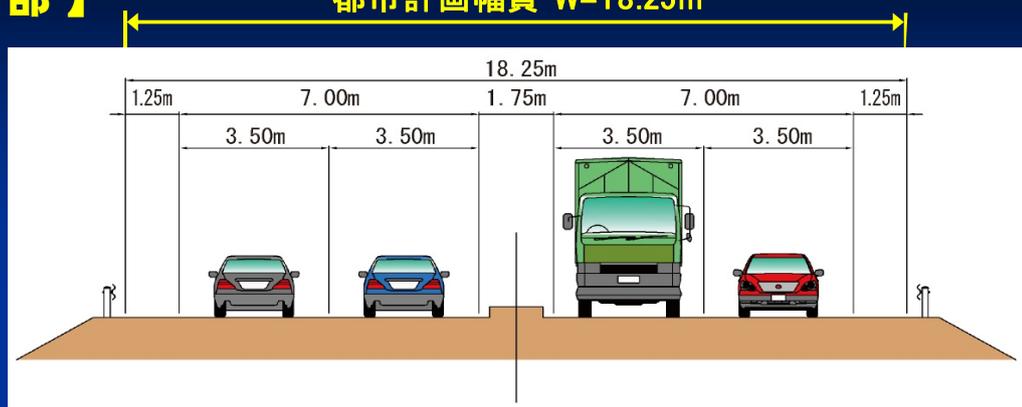
【縦断図】



標準横断図

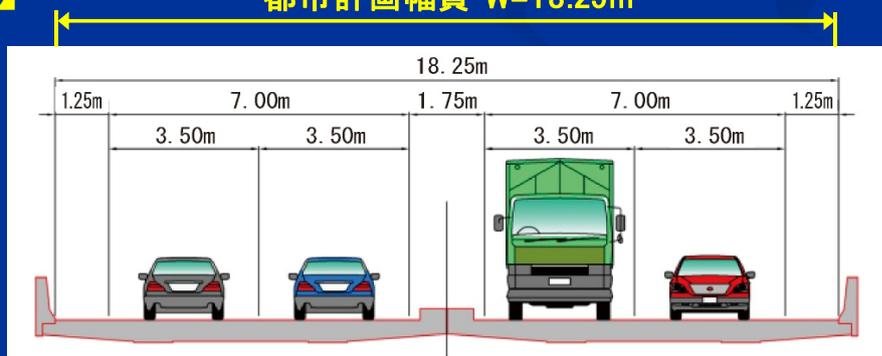
【一般部】

都市計画幅員 W=18.25m



【橋梁部】

都市計画幅員 W=18.25m



計画の詳細（平面図：甲府市小曲町）



※本図面は都市計画案段階のものです。
また、航空写真を基に作成しているため、今後の現地測量等により精査（変更）するものです。

15

計画の詳細（平面図：甲府市小曲町）



※本図面は都市計画案段階のものです。
また、航空写真を基に作成しているため、今後の現地測量等により精査（変更）するものです。

16

計画の詳細（平面図：甲府市小曲町、落合町）



※本図面は都市計画案段階のもので、
また、航空写真を基に作成しているため、今後の現地測量等により精査（変更）するものです。

17

計画の詳細（平面図：甲府市落合町、下鍛冶屋町）



※本図面は都市計画案段階のもので、
また、航空写真を基に作成しているため、今後の現地測量等により精査（変更）するものです。

18

計画の詳細（平面図：甲府市落合町、白井町 笛吹市石和町東油川）



※本図面は都市計画案段階のもので、
また、航空写真を基に作成しているため、今後の現地測量等により精査（変更）するものです。
19

計画の詳細（平面図：笛吹市石和町東油川、井戸 甲府市白井町）



※本図面は都市計画案段階のもので、
また、航空写真を基に作成しているため、今後の現地測量等により精査（変更）するものです。
20

計画の詳細（平面図：笛吹市石和町砂原、河内）

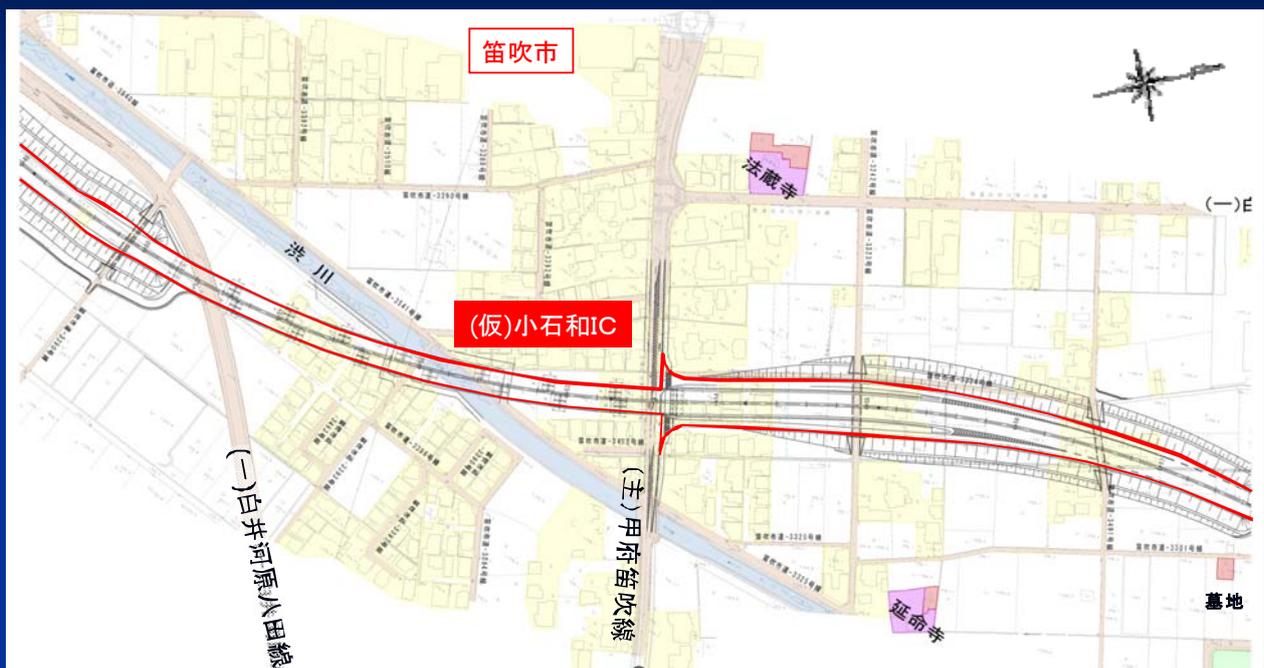


※本図面は都市計画案段階のものです。

また、航空写真を基に作成しているため、今後の現地測量等により精査（変更）するものです。

21

計画の詳細（平面図：笛吹市石和町砂原、河内、小石和）



※本図面は都市計画案段階のものです。

また、航空写真を基に作成しているため、今後の現地測量等により精査（変更）するものです。

22

計画の詳細（平面図：笛吹市石和町小石和、唐柏）

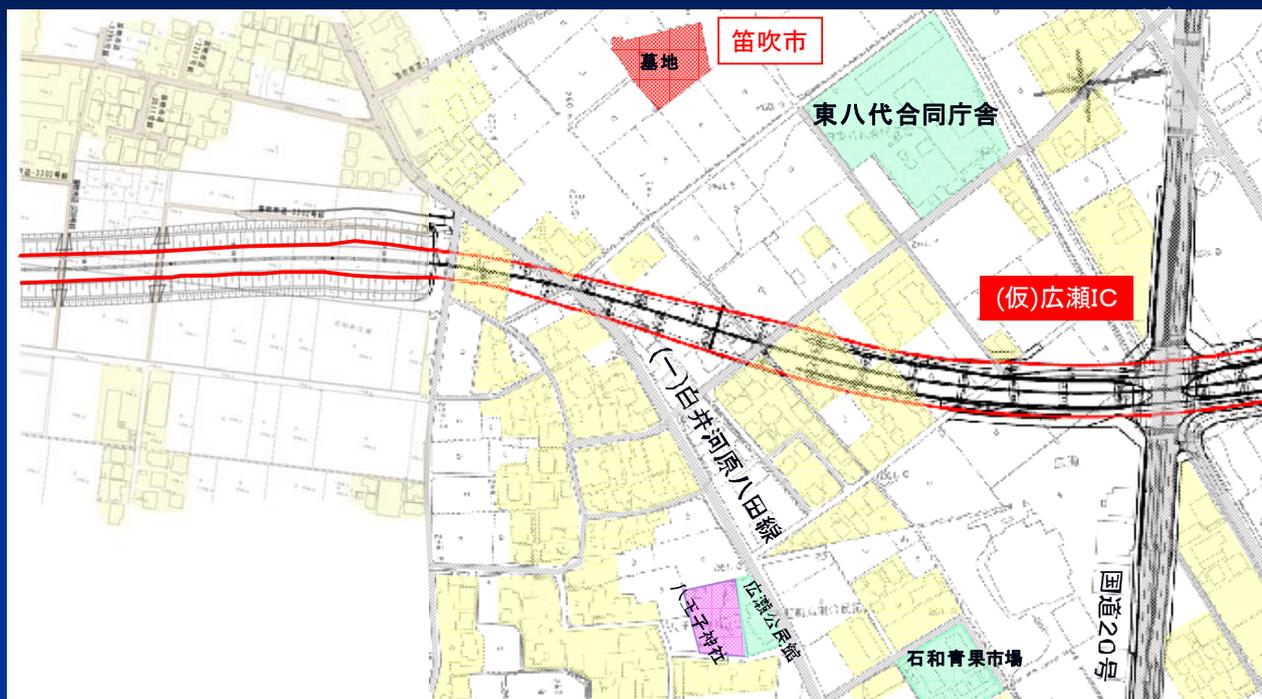


※本図面は都市計画案段階のものです。

また、航空写真を基に作成しているため、今後の現地測量等により精査（変更）するものです。

23

計画の詳細（平面図：笛吹市石和町唐柏、広瀬）

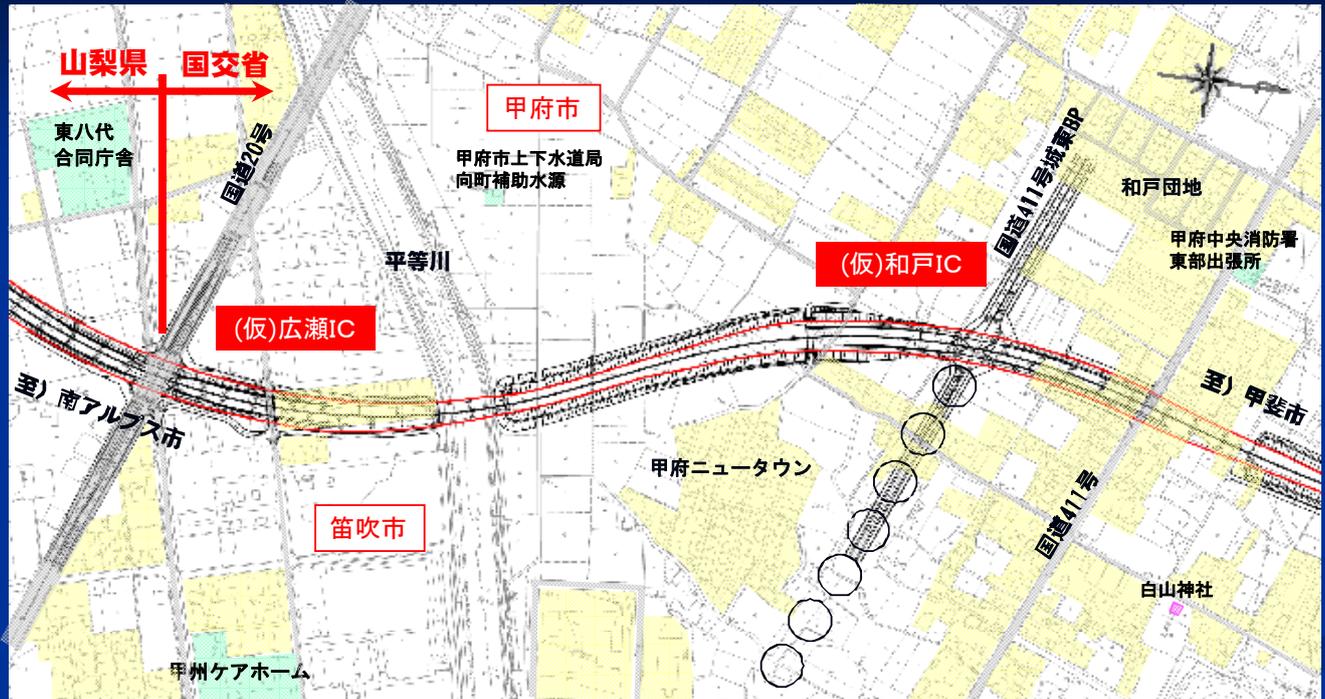


※本図面は都市計画案段階のものです。

また、航空写真を基に作成しているため、今後の現地測量等により精査（変更）するものです。

24

計画の詳細（平面図：玉諸地区～甲運地区）



※本図面は都市計画案段階のもので、
 また、航空写真を基に作成しているため、今後の現地測量等により精査（変更）するものです。
 25

計画の詳細（平面図：甲運地区）



※本図面は都市計画案段階のもので、
 また、航空写真を基に作成しているため、今後の現地測量等により精査（変更）するものです。
 26

甲府外郭環状道路東区間

現況写真

(仮称) 西下条 I C 付近



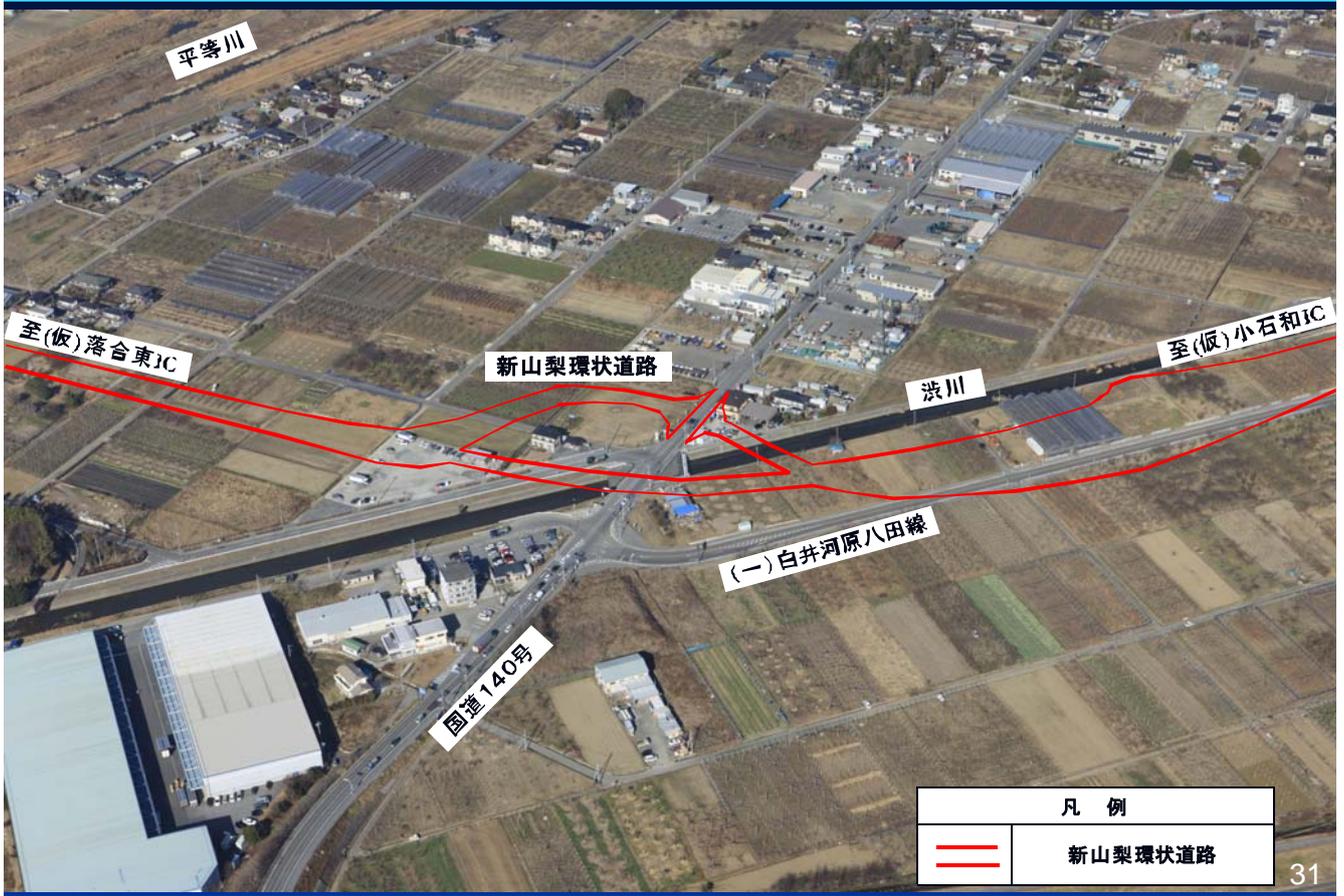
(仮称) 落合西 I C 付近



(仮称) 落合東 I C 付近



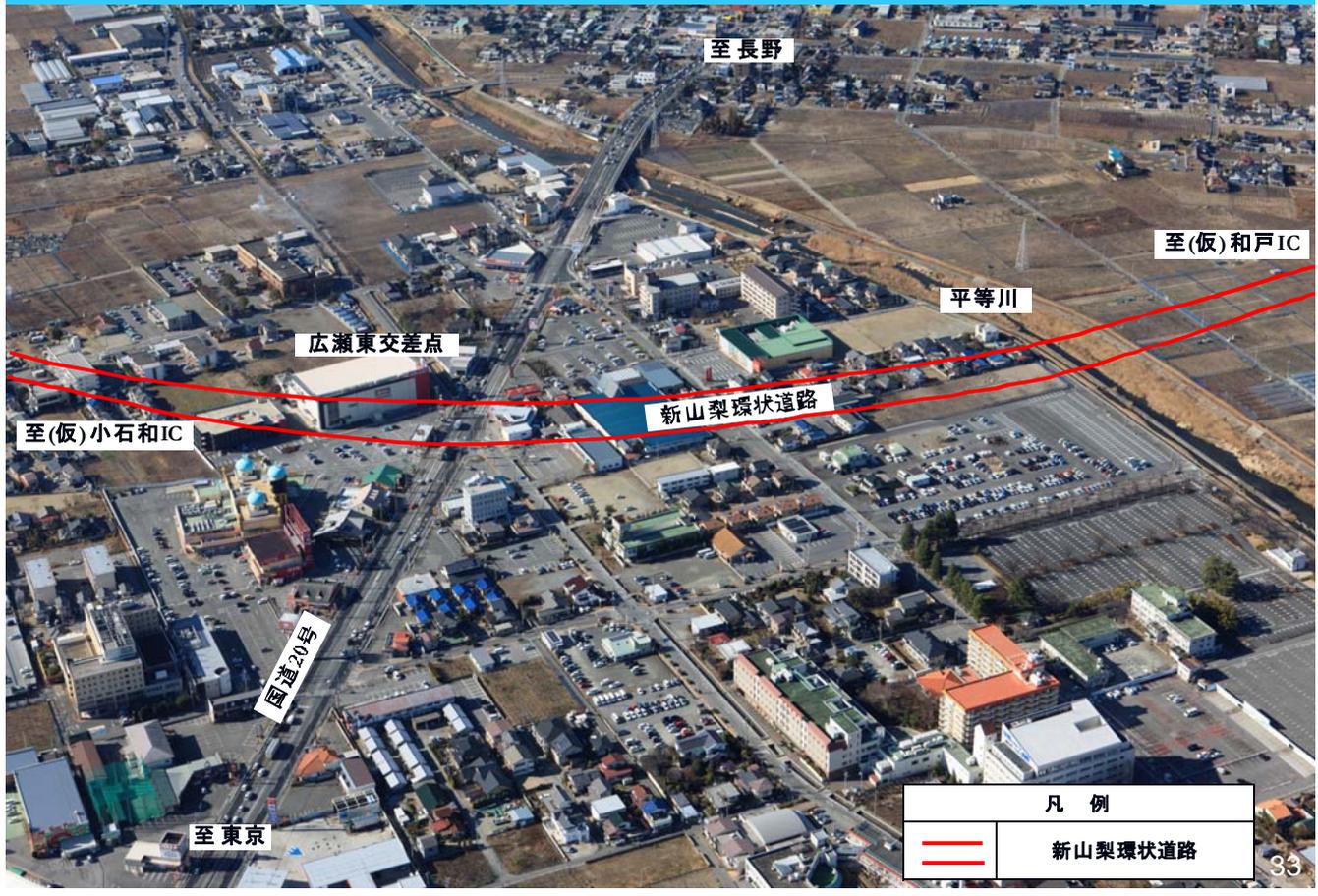
(仮称) 東油川 I C 付近



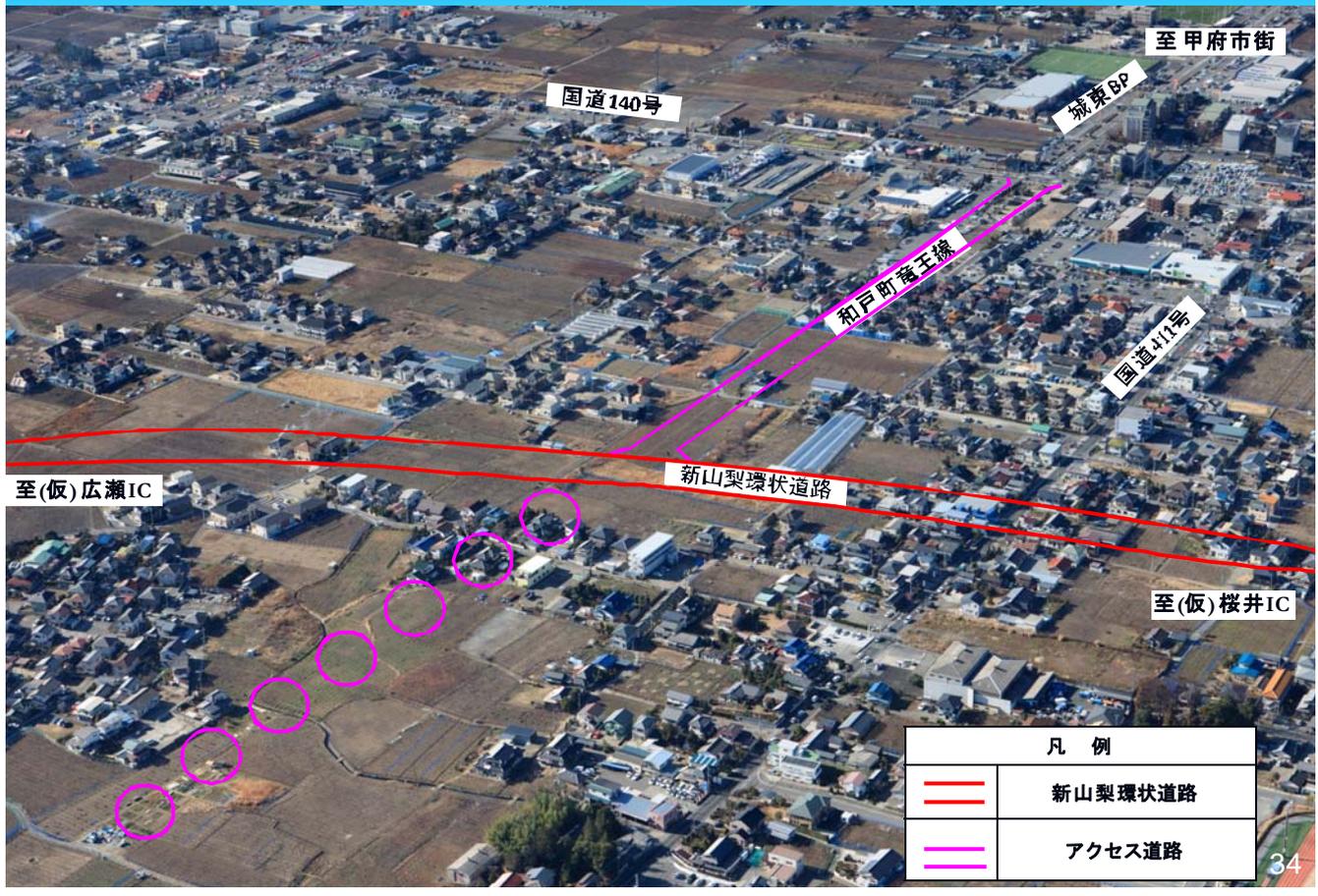
(仮称) 小石和 I C 付近



(仮称) 広瀬 IC 付近



(仮称) 和戸 IC 付近



(仮称) 西下条 I C 付近渋滞状況



35

国道140号 (笛吹川左岸) 渋滞状況



36

都市計画公聴会の 意見概要 と 都市計画決定権者 の見解

【都市計画手続き】

都市計画素案の説明会

都市計画原案の縦覧
都市計画公聴会

都市計画案
縦覧・意見書の受付

37

都市計画公聴会の意見の分類

公聴会	平成23年9月13日(甲府市会場) 平成23年9月15日(笛吹市会場)	公述人数 甲府市会場 8名 公述人数 笛吹市会場 8名
意見分類		意見数
事業の必要性に関すること		6
設計や通過ルートに関すること		3
道路の構造に関すること		5
事業費に関すること		5
側道設置や周辺道路整備に関すること		3
事業の手続きや合意形成に関すること		2
生活環境に関すること		2
補償に関すること		2
その他		2
合計意見数		30

38

都市計画公聴会の意見概要と見解①

事業の必要性に関すること

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
<ul style="list-style-type: none">・高齢化や少子化などにより交通量が減少傾向にある中で、新しい道路は必要ない。・新しい道路を造るのではなく、今ある道路の整備や道路以外で住みやすい生活を造っていくべきである。	<p>甲府市街周辺地域における国道20号では、渋滞損失時間や死傷事故率が山梨県内でもワースト上位に集中する状況です。これを解消するためには、国道20号の交通の約3～4割を占める通過交通を排除することが最も有効な手段であり、新山梨環状道路東側区間の整備はこれに寄与するものです。</p>

都市計画公聴会の意見概要と見解②

設計や通過ルート、道路の構造に関すること

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
<ul style="list-style-type: none">・道路による地域分断に反対である。・ルート選定にあたっては、笛吹川沿い等の未利用地の多いルートを選定すべき。	<p>ルートの考え方としましては、学校などの公共施設、神社仏閣や住宅密集地をなるべく避けた計画とし、農地への影響を低減させるためできる限り斜め横断にならないよう配慮するとともに、地域の利便性向上を図るため、主要な道路との接続を考慮しました。</p>
<ul style="list-style-type: none">・地域分断や防犯・防災などの観点から盛土構造ではなく高架構造として欲しい。	<p>高架構造の位置については、水害時の排水能力の確保、住宅密集地における居住環境の確保、及び地域分断を考慮して決めております。</p>

都市計画公聴会の意見概要と見解③

側道設置や周辺道路整備、生活環境に関すること

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
・全区間に側道を設置して欲しい。	側道は、新山梨環状道路東側区間が整備されることにより、既存道路の分断や出入りが制限されることのないよう機能補償道路として計画しています。

都市計画案に対する 住民意見の概要 と 都市計画決定権者 の見解

【都市計画手続き】

都市計画素案の説明会

都市計画原案の縦覧
都市計画公聴会

都市計画案
縦覧・意見書の受付

都市計画案に対する住民意見の分類

都市計画案の公告・縦覧(法17条)	平成24年2月16日 ～平成24年3月16日	縦覧者数 16名 意見書(平成24年3月30日 まで) 26通
意見分類		意見数
事業の必要性に関すること		6
設計や通過ルートに関すること		7
道路の構造に関すること		2
事業費に関すること		1
事業の手続きや合意形成に関すること		1
生活環境に関すること		2
その他		3
合計意見数		22

都市計画案に対する住民意見概要と見解

設計や通過ルートに関すること

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
・水害が危惧される地域については、万全の排水対策を講じてもらいたい。	水害時の排水能力に配慮して、必要な区間を高架構造で計画しました。
・小石和インターチェンジ、落合西インターチェンジについては、フルインターチェンジ化することを希望する。	インターチェンジについては、交通量や利便性の観点から設置位置を計画しています。

生活環境に関すること

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
・砂原地区は直線でスピードが出やすいため、防音対策を行ってほしい。	砂原地区は、環境影響評価準備書本編8-2-17～18頁に示した盛土2断面(A11,A13)、橋梁1断面(A12)において予測評価を行いました。 いずれも環境基準を下回っているため、特に環境保全措置については予定していません。

第3号議案

甲府及び笛吹川都市計画道路の変更
(山梨県決定)

3・4・107甲府外郭環状道路東区間

第4号議案

都市計画道路甲府外郭環状道路東区間
に係る環境影響評価補正評価書

環境影響評価の 項目と 予測評価について

【環境影響評価手続き】

環境影響評価方法書
縦覧・意見書の受付

方法書に関する知事意見

調査・予測・評価の実施

環境影響評価準備書
縦覧・説明会・意見書の受付

準備書に関する知事意見

環境影響評価書

環境大臣・国土交通大臣
の意見

環境影響評価書の補正

環境影響評価の項目

①大気質

②騒音

③振動

④低周波音

⑤地下水の水位

⑥地形及び地質

⑦日照障害

⑧動物

⑨植物

⑩生態系

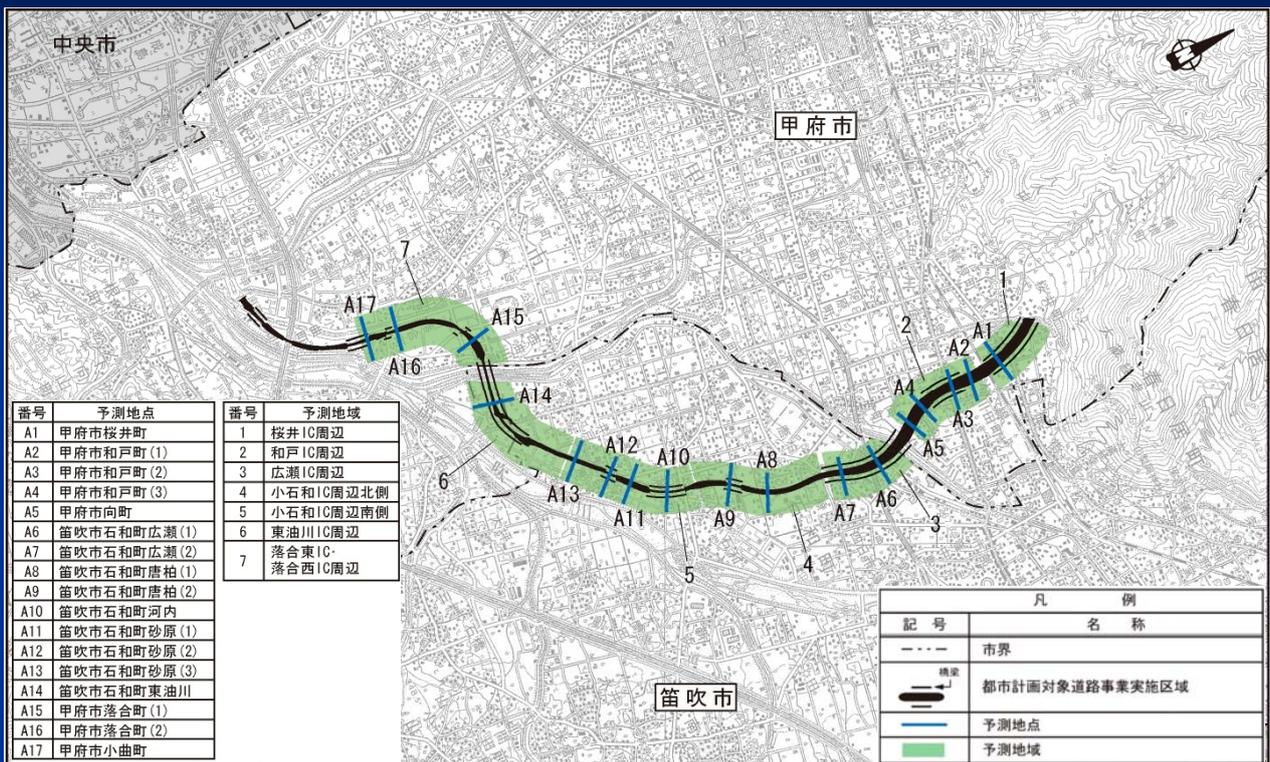
⑪景観

⑫人と自然との触れ合いの活動の場

⑬廃棄物等

1 大気質

■自動車の走行に係る予測



1 大気質

■自動車の走行に係る予測

二酸化窒素 (NO₂) [日平均値の年間98%値]

既存道路の影響を考慮した予測結果 (単位: ppm)

予測地点・予測地域	日平均値の年間98%値
甲府市桜井町	0.027
甲府市和戸町(1)	0.028
甲府市和戸町(2)	0.028
甲府市和戸町(3)	0.028
甲府市向町	0.028
笛吹市石和町広瀬(1)	0.033
笛吹市石和町広瀬(2)	0.033
笛吹市石和町唐柏(1)	0.033
笛吹市石和町唐柏(2)	0.033
笛吹市石和町河内	0.033
笛吹市石和町砂原(1)	0.033
笛吹市石和町砂原(2)	0.033
笛吹市石和町砂原(3)	0.034
笛吹市石和町東油川	0.033
甲府市落合町(1)	0.030
甲府市落合町(2)	0.030
甲府市小曲町	0.030
桜井IC周辺	0.037
和戸IC周辺	0.029
広瀬IC周辺	0.037
小石和IC周辺北側	0.033
小石和IC周辺南側	0.035
東油川IC周辺	0.034
落合東IC・落合西IC周辺	0.031
整合を図るべき基準等	0.06以下

予測結果

予測結果は、最も値の高い予測地点において、0.037ppmであり、基準又は目標との整合が図られています。

環境影響評価の結果

基準を下回っている、又は影響が少ない。



周辺環境への著しい影響が少ない。

基準を上回っている、又は影響がある。



影響を少なくするための環境保全措置を実施し、周辺環境への著しい影響を軽減する。

準備書についての 住民意見 の概要と見解

【環境影響評価手続き】

環境影響評価方法書
縦覧・意見書の受付

方法書に関する知事意見

調査・予測・評価の実施

環境影響評価準備書
縦覧・説明会・意見書の受付

準備書に関する知事意見

環境影響評価書

環境大臣・国土交通大臣
の意見

環境影響評価書の補正

51

準備書に対する住民意見の分類

環境影響評価準備書の 公告・縦覧		平成24年2月16日 ～平成24年3月16日	意見書(平成24年3月30日 まで) 26通
項 目		意見数	
全般的な事項		5	
個別的な事項	大気質	2	
	騒音	2	
	地下水・地盤	2	
	日照障害	1	
	動物	1	
	生態系	1	
	景観	4	
	人と自然との触れ合いの活動の場	1	
廃棄物等	1		
その他		1	
合計意見数		21	

52

準備書に対する住民意見と見解①

環境全般的な事項に関すること

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
<p>・工事中及び供用後の環境悪化や自然環境の破壊はやめてほしい。</p>	<p>工事中の建設機械の稼働時には適宜散水や仮囲いの設置、工事用車両の分散運行、タイヤ洗浄などを行い工事中の大気汚染や騒音、振動の低減に努めます。</p> <p>供用後の騒音対策として、既存道路が環境基準を超過している場合は、道路管理者と協議し、適切な環境保全措置を実施するよう協力を求めてまいります。</p> <p>自然環境に対する対策としては、重要な動物のための移動経路の確保や、周辺景観との調和及び生物多様性への配慮として在来種を用いた盛土法面等及び地形改変部の緑化を行います。</p>

準備書に対する住民意見と見解②

生態系に関すること

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
<p>・豊かな自然が残されている地域であり、そこに生息している生き物が減ることで生態系が破壊される。</p>	<p>生態系においては、道路(嵩上式)の存在、工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置による影響について予測を行いました。</p> <p>供用後の影響においては、生物多様性に配慮し、在来種や草地性チョウ類の食草・食樹を用いた道路法面への緑化を行います。</p>

景観に関すること

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
<p>・遠景ばかりであり、景観に及ぼす影響を過小に見せている。もっと近景からの予測評価をすべきである。</p>	<p>構造物の存在や構造が明確になる地点(6箇所)を視点場として追加選定し、フォトモンタージュ法により景観の変化の程度を把握しました。</p> <p>環境保全措置は、周辺景観に調和させることを目的とし、「盛土法面及び地形改変部などの緑化」及び「構造物(橋梁等)及び道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討」を行うこととしました。</p>

準備書についての 知事意見 の概要と対応

【環境影響評価手続き】

環境影響評価方法書
縦覧・意見書の受付

方法書に関する知事意見

調査・予測・評価の実施

環境影響評価準備書
縦覧・説明会・意見書の受付

準備書に関する知事意見

環境影響評価書

環境大臣・国土交通大臣
の意見

環境影響評価書の補正

準備書に対する知事意見の分類

環境影響評価準備書に対する知事意見の送付日

平成24年9月4日

項 目		知事意見数
全般的な事項		17
個別的な事項	大気質(大気汚染)・騒音・振動共通事項	3
	大気質(大気汚染)	1
	騒音	1
	振動	3
	低周波音(空気振動)	2
	水象	1
	日照障害	1
	動物・植物・生態系	8
	風景・景観、人と自然とのふれあい活動の場	5
	廃棄物等	4
その他 (評価書の項目以外)	水質汚濁	1
	温室効果ガス	1
合計意見数		48

準備書に対する知事意見と見解④

動物、植物、生態系に関すること

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
<p>シマヘビについて、環境保全措置として設置されるボックスカルバートについて、事業着手前に類似事例の効果について検証し、設置位置、構造、当該対象種の利用を妨げないための措置、人の影響等について十分な検討を行うこと。</p> <p>また、事後調査において、当該措置の効果について検証し、その経緯及び結果については、事業実施中及び実施後の手続において明らかにする旨を評価書に記載すること。</p>	<p>環境保全措置として設置するボックスカルバート等の効果については、事業着手前に既存の知見及び事例を参考に専門家等と協議しながら、設置位置、構造、当該対象種を誘引するための措置、人の影響等について十分な検討を行います。</p> <p>また、当該措置の検討の経緯及び結果については、事業実施中及び実施後の手続において明らかにする旨を評価書に記載しました。</p>
<p>生態系への環境影響については定量的にその程度を明らかにしたうえで、環境保全措置を講じる場合と講じない場合の生態系区分の変化の程度を、次の点が明らかになるようとりまとめ、その検討経緯及び評価結果を評価書に記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用状況を考慮した、生態系区分の設定及び取りまとめ ・環境保全措置を講じる場合の生態系区分の変化(複数案の比較検討) 	<p>評価書では、事業実施区域を濁川より南側の区間、濁川から平等川までの区間、平等川より北側の区間に分けて、注目種・群集や地域を特徴づける生態系への影響について、可能な限り定量的な表現に努めました。</p> <p>また、環境保全措置の検討において、環境保全措置を講じる場合と講じない場合の生態系区分の変化の程度、並びに環境保全措置についての複数案の比較検討を行い、評価書に記載しました。</p>

57

準備書に対する知事意見と見解⑤

風景、景観、人と自然とのふれあい活動の場に関すること

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
<p>方法書知事意見等において、地域住民の視点に立った予測地点(視点場)の選定を求めたところであるが、準備書の予測結果に対し、地域住民から環境影響の程度が把握しにくいことが指摘され、南アルプス、曾根丘陵及び小曲地区の観光農園周辺等の眺望についても配慮するよう求められた。</p>	<p>構造物の存在や構造が明確になる地点(6箇所)を視点場として追加選定し、フォトモンタージュ法により景観の変化の程度を把握し、追加調査に係る予測及び評価の検討の経緯及び結果を評価書に記載しました。</p>
<p>フォトモンタージュ等による複数案の比較検討の結果(現況、改変後、保全措置による低減等の度合い)を明らかにするとともに、次の点に留意し、検討の経緯及び結果を評価書に記載すること。</p> <p>(1)盛土法面等及び地形改変部の緑化</p>	<p>フォトモンタージュによる複数案の比較検討の結果については、検討の経緯及び結果を評価書に記載しました。</p> <p>環境保全措置としての法面の緑化については、生態系、景観・風景、人と自然との触れ合い活動の場のそれぞれにおいて、当該措置の効果について検討を行い、評価書に記載しました。</p>

58

評価書について の国土交通大臣意見 の概要と対応

【環境影響評価手続き】

環境影響評価方法書
縦覧・意見書の受付

方法書に関する知事意見

調査・予測・評価の実施

環境影響評価準備書
縦覧・説明会・意見書の受付

準備書に関する知事意見

環境影響評価書

環境大臣・国土交通大臣
の意見

環境影響評価書の補正

59

評価書に対する国土交通大臣意見の分類

環境影響評価書に対する国土交通大臣意見の送付日

平成24年12月10日

項 目		大臣意見数
個別的な事項	動物	1
その他 (評価書の項目以外)	温室効果ガス	1
合計意見数		2

60

国土交通大臣意見と都市計画決定権者の対応①

(1) 動物について

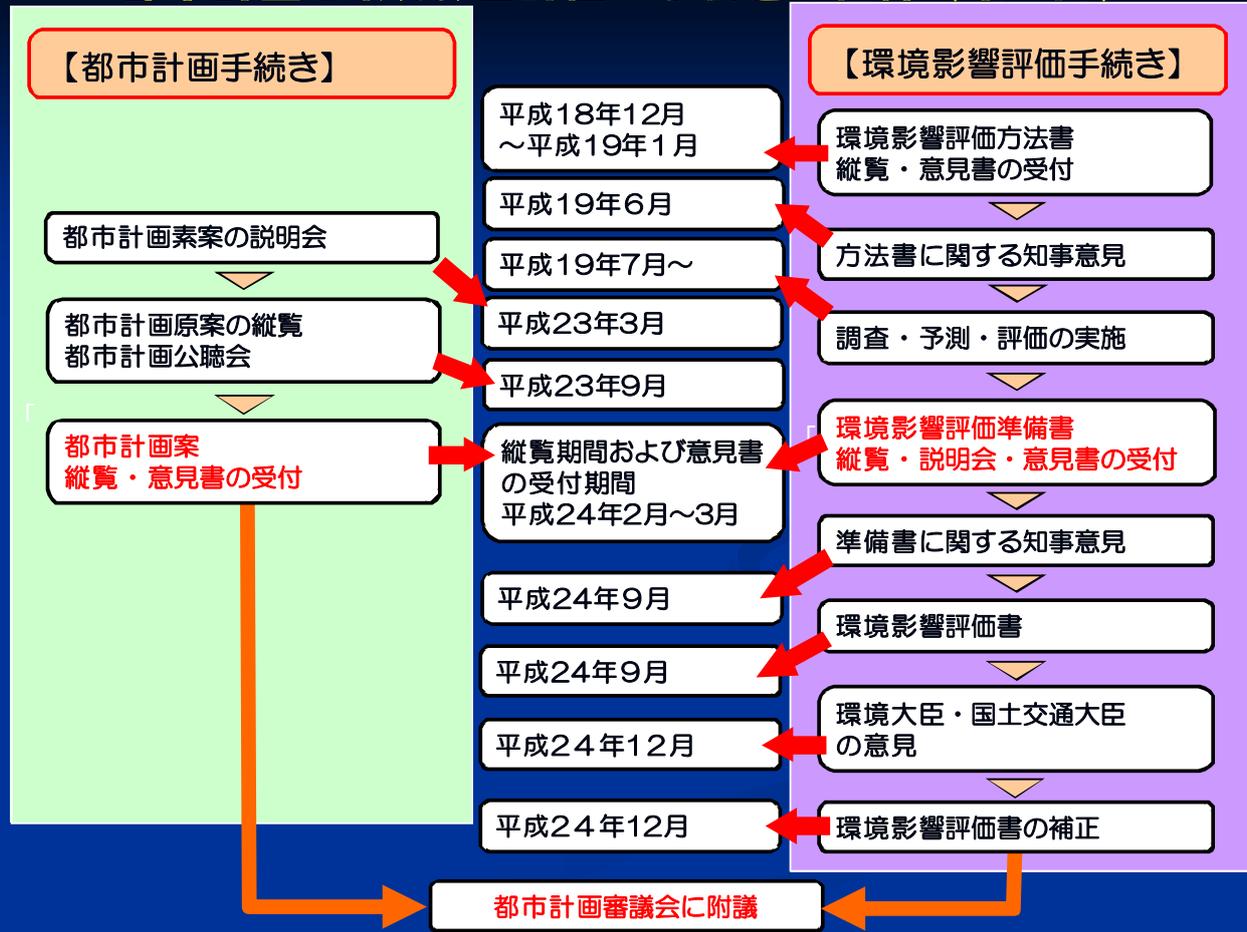
国土交通大臣意見	都市計画決定権者の対応
計画路線の対象事業実施区域内に生息が確認されているシマヘビ等の移動経路を確保するため、ボックスカルバート等の設置による環境保全措置を行うこととされているが、その具体的な内容について、これまでの調査結果や専門家等の意見を踏まえて十分に検討し、適切に環境保全措置を実施すること。	シマヘビ等の移動阻害に対する影響を低減するためのボックスカルバート等の設置による環境保全措置の具体的な内容については、これまでの調査結果や専門家等の意見を踏まえて十分に検討し、適切に措置を実施する旨、評価書第8章第8節8-8-45頁、第10節8-10-50頁に記載しました。

国土交通大臣意見と都市計画決定権者の対応②

(2) 温室効果ガスについて

国土交通大臣意見	都市計画決定権者の対応
工事中の温室効果ガス排出量を削減するため、他の道路事業における取組状況を踏まえ、国等による環境物品等の調達に関する法律に基づく特定調達品目等の使用等に努めること。また、温室効果ガスの排出量削減に留意しつつ、効率的な施工計画を策定するよう努めること。 また、供用時においてもできる限りの温室効果ガスの排出量削減に努めること。	事業実施段階において、温室効果ガス排出量を削減するため、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年5月31日法律 第100号)に基づく特定調達品目等の使用に努める旨、評価書第3章24頁に記載しました。 また、温室効果ガスの排出量削減等に留意しつつ、効率的な施工計画を策定するよう努める旨、評価書第3章24頁に記載しました。 さらに、照明等の施設の省エネ化等を進め、供用時においてもできる限りの温室効果ガスの排出量削減に努める旨、評価書第3章24頁に記載しました。

都市計画と環境影響評価の手續きの経緯（東区間）



環境影響評価の結果

手續きの整合について

↓

都市計画手続きとの整合が
図られている。

意見の反映について

↓

可能な範囲で評価書を
補正している。